

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 4
- 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正 (人事課) 4
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 (議会事務局) 5

### —— 規 則 ——

- 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例施行規則 (環境政策課) 6

### —— 告 示 ——

- 指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課) 10
- 公示送達 (税務課) 10
- 公示送達 (税務課) 10
- 亀岡市営住宅移転助成金交付要綱 (建築住宅課) 11
- 収納事務の委託 (ふるさと創生課) 16
- 公示送達 (税務課) 16
- 公示送達 (税務課) 16
- 公示送達 (税務課) 17
- 公示送達 (税務課) 18
- 公示送達 (保険医療課) 19
- 公示送達 (保険医療課) 20
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 21

- 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (保育課) 22
- 公示送達 (税務課) 26
- 公示送達 (税務課) 27
- 亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱 (障がい福祉課) 27
- サービス事業の廃止 (高齢福祉課) 33
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 33

### —— 訓 令 ——

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する亀岡市職員対応要領 (障がい福祉課) 34

### —— 公 告 ——

- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 40
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (子育て支援課) 43
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 47
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 50
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 51
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 58
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 59
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 63

○亀岡市人事行政の運営等の状況  
(人事課) 64

—— 任免及び辞令 ——

**上下水道部欄**

—— 規 程 ——

○亀岡市上下水道部の企業職員の給与等  
に関する規程の一部改正 77

公布された条例のあらまし

特別職の職員で常勤のものの給与  
に関する条例の一部を改正する条  
例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、市長等及び教育  
長の期末手当の支給割合を年間0.05月分  
引き下げることにした。

(1) 令和2年12月支給の期末手当の支給割  
合を次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
12月	1.70月分	1.65月分

(2) 令和3年度からの期末手当の支給割合を  
次のとおりとすることとした。

支給月	改正前	改正後
6月	1.70月分	1.675月分
12月	1.65月分	1.675月分
合計	3.35月分	3.35月分

2 この条例は、公布の日から施行することと  
した。ただし、1の(2)の改正については、令  
和3年4月1日から施行することとした。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、期末手当の支給割合等について、次のとおり改正することとした。

(1) 期末手当の支給割合の改正

ア 令和2年12月支給の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げて、次のとおりとすることとした。

	現 行	改正案	増 減
(一般職員)	100分の130	100分の125	△100分の5
(幹部職員)	100分の110	100分の105	△100分の5

イ 令和3年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおりとすることとした。

	6月期	12月期	計
期 末 手 当			
(一般職員)	100分の127.5	100分の127.5	100分の255
(幹部職員)	100分の107.5	100分の107.5	100分の215
勤 勉 手 当			
(一般職員)	100分の95	100分の95	100分の190
(幹部職員)	100分の115	100分の115	100分の230
合 計			
(一般職員)	100分の222.5	100分の222.5	100分の445
(幹部職員)	100分の222.5	100分の222.5	100分の445

2 亀岡市会計年度任用職員に関し、令和2年12月に支給する期末手当について、特例を設けることとした。

3 人事院規則の改正に準じ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例を設けることとした。

1日当たり	3,000円 (患者等の身体に接触等した場合は、4,000円)
-------	------------------------------------

4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)イの改正については、令和3年4月1日から施行することとした。

# 条 例

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第27号

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「12月に支給する場合には100分の170」を「12月に支給する場合には100分の165」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」を「100分の167.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第28号

亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

- 3 令和2年12月に支給する期末手当について第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定を適用する場合については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。

(亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和57年亀岡市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事する職員の特例)

- 2 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)に係る業務に従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該業務に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)を支給する。

「揭示済」

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第29号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「12月に支給する場合には100分の170」を「12月に支給する場合には100分の165」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の167.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 規則

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第32号

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例（令和2年亀岡市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の支援)

第2条 条例第7条に規定する支援は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) プラスチック製レジ袋の提供禁止に関し、必要な情報の提供
- (2) 市民等及び事業者に対する周知及び啓発
- (3) 市民等及び事業者がプラスチック製レジ袋の提供禁止に向けて取り組む先進事例の情報発信
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

(身分証明書)

第3条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第1号様式）によるものとする。

(勧告)

第4条 条例第12条の規定による勧告は、勧告書（別記第2号様式）により行うものとする。ただし、公益上、緊急に勧告する必要がある場合は、口頭により行うことができる。

2 前項の勧告を受けた事業者は、当該勧告に係る是正措置を行った場合は、是正措置報告書（別記第3号様式）により速やかに市長に報告するものとする。

(公表の方法)

第5条 条例第13条の規定による公表は、次に掲げる事項を告示、公報への掲載その他の方法により行うものとする。

- (1) 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 住所（法人にあつては、その主たる事業所の所在地）
- (3) 違反等の内容  
(意見を述べる機会の付与)

第6条 市長は、条例第13条の規定により公表をする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる事業者に対し、その理由を通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた事業者は、意見書（別記第5号様式）を提出することができる。

(審査会)

第7条 条例第14条に規定する審査会は、亀岡市プラスチック製レジ袋提供禁止審査会（以下「審査会」という。）と称する。

- 2 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、地方行政に見識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 7 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第8条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、環境市民部環境政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第5条から第9条までの規定は、令和3年6月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

		第	号
身 分 証 明 書			
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="text-align: center;">写真</div> </div> 割印	所 属		
	氏 名		
	生年月日	年	月
<p>上記の者は、亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例第11条第1項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。</p>			
年 月 日			
亀岡市長			印

第2号様式(第4条関係)

第 年 月 日  
号

様

亀岡市長

印

勸告書

あなたが行った下記行為は、亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例第5条第 項に違反していると認められますので、同条例第12条の規定により、速やかに下記のとおり是正措置を講ずるよう勸告します。

記

違反為	
是正措置の内容	
是正期限	年 月 日

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所

氏名 印

是正措置報告書

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり是正措置しましたので報告します。

記

違反為	
是正措置の内容	



第4号様式 (第6条関係)

第 年 月 日 号

住 所  
氏 名

様

亀岡市長

通 知 書

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例第13条第1項に規定する事項に該当するため、あなたの氏名、住所及び違反等の内容を公表する予定をしています。

については、同条例第13条第3項の規定に基づき、意見を述べべる機会を付与します。

記

意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出場所	
公表の原因 となる事実	

第5号様式 (第6条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所

氏 名

連絡先

意 見 書

第 年 月 日付け 第 号で通知のありました意見を述べべる機会の付与については、下記のとおり意見を述べます。

記

意見はありません。

次のとおり意見を述べます。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和2年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
Pay Pay株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類  
寄附金
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
令和2年11月1日から  
令和3年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第191号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年11月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和2年度 市民税府民税税額変更通知書  
令和2年度 市民税府民税税額変更通知書  
（平成31年度賦課分）
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第192号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年11月2日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和2年度 市民税府民税税額変更通知書
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
  
氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「掲示済」

亀岡市告示第193号

亀岡市営住宅移転助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年11月2日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市営住宅移転助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害への対応、不良住宅の撤去等のため市が実施する事業に伴い引き続き居住できない事由が生じた市営住宅(以下「従前住宅」という。)から移転する者について、亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱に基づき助成金の支払を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、従前住宅を明け渡し、他の住宅に移転する者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、助成金の支払を受けることができない。ただし、特別な事情がある

と市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 現に市税を滞納している者
- (2) 亀岡市営住宅管理条例(平成9年亀岡市条例第48号)第42条第1項各号のいずれかに該当する者
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者
- (4) 第3条に規定する対象費用の全部又は一部について、公費の扶助を受けることができる者
- (5) その他助成金を交付することが不相当である相当の事情があると市長が認めた者(対象費用及び移転助成金の額)

第3条 助成金の交付の対象となる費用(以下「対象費用」という。)は、対象者が、通常認められている移転方法で住居を移転する場合に要する費用のうち、梱包、積込み及び積卸しに要する費用、荷造費、運送料等の動産移転料、届出等の法定手続に要する費用、電話移設料等の移転雑費とする。

2 助成金の交付額は対象費用の合計額とし、100,000円を限度とする。(交付申請)

第4条 対象者が助成金の支払を受けようとするときは、亀岡市営住宅移転助成金交付申請書(別記第1号様式)に、対象費用の見積書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、亀岡市営住宅移転助成金交付(不交付)決定通知書(別記第2号様式)により対象者に通知するものとする。(住宅移転の履行期限)

第6条 前条の交付決定を受けた対象者は、申請する年度の3月31日(以下「完了期限」

という。)までに住宅の移転及び対象費用の支払(以下「対象事業」という。)を完了し、第8条の規定に基づき実績の報告を行わなければならない。

(対象事業の変更又は中止)

第7条 対象者は、対象事業の内容を変更しようとするとき又は対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長と事業の変更内容又は中止若しくは廃止について協議しなければならない。ただし、事業の変更内容が助成金の交付予定額に変更を生じない軽微なものである場合は、この限りでない。

(実績の報告)

第8条 対象者は、対象事業の完了後、速やかに、かつ、完了期限までに、亀岡市営住宅移転助成金実績報告書(別記第3号様式)に、対象費用を支出したことを証する領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された報告書を審査し、内容が相当と認めるときは、助成金の交付額を確定し、亀岡市営住宅移転助成金交付額確定通知書(別記第4号様式)により対象者に通知するものとする。

(請求)

第10条 前条の通知を受けた対象者は、亀岡市営住宅移転助成金支払請求書(別記第5号様式)により助成金の請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(移転助成金の返還等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の交付決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 交付決定を受けた対象者が規則及びこの

要綱の規定に違反したとき。

(2) 交付決定を受けた対象者が対象事業を実施しなかったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、助成金を交付することが適当でなくなったと市長が認めたとき。

(検査)

第12条 市長は、必要に応じて対象事業の実施状況等を検査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式（第4条関係）

亀岡市営住宅移転助成金交付申請書

亀岡市営住宅移転助成金交付要綱第4条の規定により助成金の交付を申請します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 移転前住所 亀岡市 住宅 号  
 (住宅名) 市営  
 氏 名  
 電話番号

第2号様式（第5条関係）

様

亀岡市長

亀岡市営住宅移転助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市営住宅移転助成金について、亀岡市営住宅移転助成金交付要綱第5条の規定により下記のとおり通知します。

記

交付（不交付）決定	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付 (理由)	決定額	円
移転前住所 (住宅名)	亀岡市 市営	住宅	号
移転先住所 (住宅名)			
条 件			
備 考			

別記第1号様式（第4条関係）

亀岡市営住宅移転助成金交付申請書

亀岡市営住宅移転助成金交付要綱第4条の規定により助成金の交付を申請します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 移転前住所 亀岡市 住宅 号  
 (住宅名) 市営  
 氏 名  
 電話番号

移 転 先 住 所 (住宅名)	年 月	
移転完了予定	※申請年度の3月末日までに移転を完了してください。	
交付対象費用の額	円	※100,000円を限度とします。
移転助成金申請額	円	※100,000円を限度とします。

[必要添付書類]

- 移転に要する費用の見積書の写し
- その他市長が必要と認める書類

第3号様式 (第8条関係)

亀岡市営住宅助成金実績報告書

亀岡市営住宅移転助成金交付要綱第8条の規定により、住宅の移転が完了したことを報告します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 移転先住所

氏 名  
電話番号

交付決定通知書の年月日及び番号	年 月 日 付 け	第 号
交 付 決 定 額	円	
移 転 完 了 日	年 月 日	

[必要添付書類]

- 対象費用の領収書の写し
- その他市長が必要と認める書類

第4号様式 (第9条関係)

様

亀岡市長

亀岡市営住宅移転助成金交付額確定通知書

年 月 日 付 け で 実 績 報 告 の あ り ま し た 亀 岡 市 営 住 宅 移 転 助 成 金 に つ い て、  
亀岡市営住宅移転助成金交付要綱第9条の規定によりその額を確定したので、下記のとおり  
通知します。

記

移 転 前 住 所 (住 宅 名)	亀岡市 市営	住 宅 号
移 転 後 住 所 (住 宅 名)		
交 付 確 定 額	円	
交 付 決 定 額	円	
備 考		

第5号様式（第10条関係）

亀岡市営住宅移転助成金請求書

亀岡市営住宅移転助成金交付要綱第10条の規定により助成金を請求します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 移転先住所

氏 名 ㊟

電 話 番 号

交付確定通知書の 年月日及び番号	年 月 日 付 け	第 号
請 求 額	円	

振込先

				銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本 店 支 店 出張所						
預 金 種 目	1 普通 2 当座 3 貯蓄	口座 番号									
(フリガナ)											
(口座名義)											

「揭示済」

亀岡市告示第194号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年11月4日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び住所  
アイモバイル株式会社  
東京都渋谷区桜丘町22-14  
N. E. S. ビルN棟2階
- 2 委託した収納事務  
京都・亀岡ふるさと力向上寄附金の収納事務
- 3 委託事務の取扱期間  
令和2年11月4日から  
令和3年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第195号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年11月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
督促状  
令和2年度 固定資産税・都市計画税  
第2期及び第3期
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第196号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年11月9日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
督促状 令和2年度 市府民税 第2期
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日



から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第197号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年11月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

納期限変更告知書 令和2年度  
固定資産税・都市計画税 第4期

2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第198号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者

	住所（居所）	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略

18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第199号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

7	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和2年度 第4期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

#### 亀岡市告示第200号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

#### 1 送達する書類

令和2年度国民健康保険料納期限変更告知書

#### 2 送達を受けるべき者

住 所 省略

氏 名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第201号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和2年11月16日午後3時00分から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和2年11月16日から令和2年11月30日まで一般の縦覧に供する。

令和2年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01273	駅北余部線	亀岡市追分町一本木10番1先から 亀岡市余部町清水31番3先まで	590.00m	14.00m ～ 18.00m

「揭示済」

亀岡市告示第202号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月19日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

子ども・子育て支援交付金の交付について（令和2年3月10日付け府子本第219号別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」。以下「交付要綱」という。）別紙に定める病児保育事業の基準額

」

を

「

子ども・子育て支援交付金交付要綱（子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱をいう。以下同じ。）別紙に定める病児保育事業の基準額

」

に、

「

<p>保育環境改善等事業</p>	<p>保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和2年3月12日付け厚生労働省発子0312第60号厚生労働事務次官通知別紙「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」）別表に定める保育環境改善等事業の基準額</p>	<p>保育環境改善等事業に必要な経費</p>
------------------	---	------------------------

」

を

「

<p>保育環境改善等事業</p>	<p>保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知）別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱をいう。）別表に定める保育環境改善等事業の基準額</p>	<p>保育環境改善等事業に必要な経費</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（令和2年6月19日付け子発0619第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙に定める新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱をいう。）に定める新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業の補助基準額</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業に必要な経費</p>

」

に、

「

交付要綱別表に定める延長保育事業の  
基準額

交付要綱別表に定める一時預かり事業  
の基準額

」

を

「

子ども・子育て支援交付金交付要綱に  
定める延長保育事業の基準額

子ども・子育て支援交付金交付要綱に  
定める一時預かり事業の基準額

」

に、

「

副食費助成事業	京都市第3子以降保育料無償 化事業費補助金交付要綱（令 和元年10月3日付け元こ第 828号）第3条第1号に該 当し、又は満18歳未満の児 童（ただし、18歳に達する 日以降最初の3月31日ま での間を含む。）が3人以上 いる世帯の第3子以降の子 ども・子育て支援法（平成24 年法律第65号）第19条第 1項第1号に掲げる子どもの 保護者で、市から同号に掲 げる小学校就学前子どもの区 分の認定を受け、かつ、市 町村民税所得割合算額が、 211,201円未満に該当 する保護者の子ども1人につ き4,500円	左記に定める基準に該当する ことにより免除した副食費
---------	---	-------------------------------

」

を



「

<p>副食費助成事業</p>	<p>京都府第3子以降保育料無償化事業費補助金交付要綱（平成27年5月18日付け7少第62号京都府健康福祉部長通知）に基づく副食費の助成対象となる保護者又は満18歳未満の児童（ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。）が3人以上いる世帯の第3子以降の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に掲げる子どもの保護者で、市から同号に掲げる小学校就学前子どもの区分の認定を受け、かつ、市町村民税所得割合算額が、211,201円未満に該当する保護者の子ども1人につき月額4,500円</p>	<p>左記に定める基準に該当することにより免除した副食費</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした全部休園、一部休園又は法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者への登園自粛要請（以下「新型コロナウイルス感染症拡大防止措置」という。）を理由に、副食を欠食した法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる子ども1人につき1月当たり4,500円から、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第59条に定める日数を基礎として4,500円を日割計算した額に、その月の開所日数から新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を理由に、当該子どもに対して保育の提供がなされなかった日数を減じた日数を乗じて得た額を差し引いた額</p>	<p>コロナウイルス感染症拡大防止措置を理由に、副食を欠食した法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる子ども1人につき免除した副食費</p>

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和2年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第203号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年11月24日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和2年度 市府民税 第3期

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第204号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和2年11月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
督促状 令和2年度 市府民税 随1期
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第205号

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱を次のように定める。

令和2年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人関西盲導犬協会（以下「協会」という。）が実施する盲導犬の育成等の活動の支援を図るため、京都・亀岡ふるさと力向上基金条例（平成20年亀岡市条例第27号）に基づき積み立てた基金を活用して、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 交付金の交付対象は、協会とする。

(交付金基準)

第3条 この交付金は、寄附金額の10分の7に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を上限として、協会に対し交付するものとする。

(交付金の対象経費)

第4条 交付金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該年度において協会の運営及び協会が実施する事業に要する経費
- (2) 当該年度の翌年度以後において、協会の運営及び協会が実施する事業に要する経費として積み立てる経費

(交付条件)

第5条 交付金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 宗教的活動、政治的活動、選挙活動及び公序良俗に反する活動の費用としての支出を行わないこと。
- (2) 前号のほか、第4条に規定する交付金の対象経費として社会通念上認められない範

困での支出を行わないこと。

(交付通知)

第6条 市長は、寄附金の受付期間（毎年1月1日から12月31日までの期間をいう。以下同じ。）における寄附金額及び交付金について、当該期間終了後速やかに第3条に規定する交付金基準により算定し、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付通知書（別記第1号様式）により協会に通知するものとする。ただし、寄附者の氏名等については、当該寄附者の同意を得た場合に限り、協会に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 協会は、交付金の交付を受けようとするときは、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付申請書（別記第2号様式）に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、交付金の交付の可否を決定し、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付決定通知書（別記第3号様式）により協会に通知するものとする。

(請求及び交付)

第9条 協会は、前条に規定する交付決定の通知を受けたときは、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付の方法)

第10条 この交付金は、概算払の方法で交付するものとする。

(実績報告)

第11条 協会は、第8条の規定により交付決定を受けたときは、市長が別に定める日まで

に、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金実績報告書（別記第5号様式）に、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金精算書（別記第6号様式）、事業報告書、決算報告書その他関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査及び確認し、適合すると認めた場合は、交付すべき交付金の額を確定し、速やかに亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付確定通知書（別記第7号様式）により、協会に通知するものとする。

(年度途中における交付金交付の取扱い)

第13条 市長は、第6条から第12条までの規定について、寄附金の受付期間中においても処理し、交付金を交付することができる。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、第5条に規定する交付条件に反する事実が確認された場合は、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその交付金の返還を求めるものとする。

(交付金に係る経理)

第16条 協会は、交付金に係る収支を明確にした帳簿その他関係書類を整理し、当該交付対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

第17条 市長は、協会に対し、この交付金に係る必要な事項について報告を求め、又は本市職員に実施調査をさせることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第1号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀 岡 市 長 印

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付通知書

下記のとおり、亀岡市盲導犬が育つまち応援寄附金の申し出があったため、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金合計額 \_\_\_\_\_ 円

寄附者氏名	住所・電話番号	寄附金額（円）	交付金額（円）
	〒 電話番号		
	〒 電話番号		
	〒 電話番号		
	〒 電話番号		
	〒 電話番号		

第2号様式 (第7条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付申請書

年度において、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金の交付を受けたいので、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 うち積立金 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他関係書類

第3号様式 (第8条関係)

亀岡市指令 第 号

団体名  
代表者氏名

様

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

年 月 日

亀岡市長 印

記

1 交付金の額 金 円

2 交付の条件

- (1) 宗教的活動、政治的活動、選挙活動及び公序良俗に反する活動の費用としての支出を行わないこと。
- (2) 前号のほか、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱第4条に規定する交付金の対象経費として社会通念上認められない範囲での支出を行わないこと。

第4号様式 (第9条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

請求者 所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

印

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付請求書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金について、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 概算払請求額 金 円

3 振込先

口座情報	金融機関名	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店
	預金口座	普通・当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

第5号様式 (第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令 第 号で交付決定を受けた亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金について、交付対象事業が完了しましたので、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付金の額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金精算書 (別記第6号様式)
  - (2) 事業報告書
  - (3) 決算報告書
  - (4) その他関係書類

第7号様式 (第12条関係)

第 年 月 日 号

様

亀岡市長 印

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付確定通知書

年 月 日付にて実績報告のありました亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金について、下記のとおり交付すべき額を確定しましたので、亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱第12条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付金交付決定額 金 円
- 2 交付金交付確定額 金 円

第6号様式 (第11条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金精算書

亀岡市盲導犬が育つまち応援交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

- 1 概算受領済額 (①) 金 円
- 2 交付金精算額 (②) 金 円
- 3 差引額 (①-②) 金 円

「揭示済」



亀岡市告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年11月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称  
社会福祉法人保健福祉の会
- 2 事業所の名称  
ケアステーション虹の家
- 3 事業所の所在地  
亀岡市北古市町1丁目21-14
- 4 廃止年月日  
令和2年12月31日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

「揭示済」

亀岡市告示第207号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和2年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 撤去した理由  
亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 撤去した区域  
JR並河駅前自転車放置禁止区域
- 3 撤去した日時  
令和2年11月26日（木）  
午後1時～午後3時
- 4 撤去し、保管した台数 2台
- 5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場
- 6 保管期間 告示の日から3か月間
- 7 返還期間 月曜日～土曜日  
午前10時～午後7時
- 8 返還を受けるための手続き
  - (1) 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
  - (2) 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
  - (3) 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。
- 9 引取りのない場合の措置  
保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

## 訓 令

亀岡市訓令第7号

庁中一般

障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
亀岡市職員対応要領を次のように定める。

令和2年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

障害を理由とする差別の解消の推  
進に関する亀岡市職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、亀岡市職員（再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害及び精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下この要領において同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。以下この要領において同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをす

ることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、管理職の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
  - (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情の申出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認するとともに、人権問題に係る差別事象の処理に関する要領に基づき、対応すること。
  - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導等を実施すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、人権行政推進本部長

に報告の上、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(研修及び啓発)

第5条 市長は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るとともに、合理的配慮の必要性についての認識を深めるため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

附 則

この訓令は、令和2年11月16日から施行する。

別紙

障害を理由とする差別の解消の推進に関する亀岡市職員対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、その提供に当たって場所、時間帯等を制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付す等により、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱い又は合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正

当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する等の取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。亀岡市においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに拡大解釈して法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）並びに亀岡市の事務又は事業の目的、内容又は機能の維持等の観点に鑑み、具体的な場面又は状況に応じて総合的かつ客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

なお、「望ましい」とは、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。（以下同じ。）

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、これらはあ

くまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付添人の同行を求める等の条件を付ける、又は特に支障がないにもかかわらず付添人の同行を拒む。
- 障害を理由に診療等を拒否する。
- 本人又はその家族等の意思（障害者の意思を確認することが困難な場合に限る。）に反したサービス（施設への入所等）を行う。

#### 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、合理的配慮とは、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的

配慮を行うことを求めている。合理的配慮とは、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとの、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、亀岡市の事務又は事業の目的、内容又は機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的、内容又は機能の本質的な変更には及ばないこと等に留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性又は社会的障壁の除去が求められる具体的場面又は状況に応じて異なり、多様かつ個性性の高いものであり、障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択を含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減及び効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明は、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害により本人の意思の表明が困難な場合に、障害者の家族、支援者、介助者、法定代理人等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者、介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に障害者との関連性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

5 亀岡市が事務又は事業の全部又は一部を委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に対応要領を踏まえた合理的配慮の提供に

ついて盛り込むよう努めることが望ましい。

#### 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに拡大解釈して法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面又は状況に応じて総合的かつ客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的若しくは技術的制約又は人的若しくは体制上の制約）
- 費用又は負担の程度

#### 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、障害の特性又は社会的障壁が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例）

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す、又はパンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後、左右又は距離の位置取りについて、障害者

の希望を聞いたりする。

- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害又は事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。  
(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)
- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 相手の口の動きを読み取ることでコミュニケーションを図る聴覚障害者に対し、感染症予防のためのマスクの着用で代えて口の動きが見えやすいフェイスガード等の着用や、アクリルパーテーションの設置を行うなどの配慮を行う。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、協議しながら、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 難聴の人が会議等に参加する場合は、磁気誘導ループを設置する。
- 手話通訳、要約筆記が必要な障害者が会議

等に参加する場合は、事前に手話通訳者等へ通訳依頼を行う。

- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに説明する。
- 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語を避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前又は午後で表記する等の配慮を念頭に置いたメモを必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たり、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲で配慮を行う。  
(ルール及び慣行の柔軟な変更の具体例)
- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるようにスクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 亀岡市役所の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、障害者専用とされていない区画を障害者専用の

区画に変更する等の配慮を行う。

- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性又は施設の状況に応じて別室を用意する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第72号

## 亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和2年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行政 (かめおか・未来・チャレンジ方式)
	土木Ⅰ(上級)
採用予定人数	若干名

### 2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

行政(土木Ⅰ)(上級)

昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学及び高等専門学校を含む。)において土木に関する専門課程を修得し卒業した人又は令和3年3月31日までに修得し卒業する見込みの人(独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人又は令和3年3月31日までに授与される見込みの人も大学卒を含む。)

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定による欠格条項に該当する人は受験することができない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者



### 3 1次試験

#### (1) 方法

個別面接試験、論文試験

#### (2) 日時・場所

令和2年11月28日（土）午前9時20分から『亀岡市役所』において行う。

#### (3) 1次試験合格発表

令和2年12月上旬頃（予定）に通知する。

### 4 2次試験

#### (1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

#### (2) 日時・場所

令和2年12月21日（月）に亀岡市内において行う。

詳しい時間、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

#### (3) 2次試験合格発表

令和2年12月下旬頃（予定）に合格者へ通知する。

### 5 3次試験

#### (1) 方法

面接試験（人物能力や意欲等についての個別面接による試験）

#### (2) 日時・場所

令和3年1月15日（金）に亀岡市内において行う。

詳しい時間、場所、提出書類等については、2次試験合格者に通知する。

### 6 最終合格発表

令和3年1月下旬頃（予定）に合格者へ通知する。

### 7 採用

この試験の合格者は、職種ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、令和3年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は令和4年3月31日までとする。

## 8 給 与

(令和2年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

区 分	土 木
大学卒	193,132円
短大卒	175,854円

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

## 9 受験手続及び受付期間

## (1) 申 込（郵送のみ）

ア 申込みは、申込書、自己紹介書及び職務経歴書（職務経験がある人のみ）に必要事項を記入し、最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、郵送で亀岡市市長公室人事課に提出することとする。

イ 記載内容等について確認することがあるので、連絡がとれる電話番号を記載すること。

ウ 申込みを行う際は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書きし、申込書等（申込書、自己紹介書、職務経歴書）と返信用封筒（84円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

エ 心身に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

## (2) 受付期間

申込みは、令和2年11月1日（日）から令和2年11月24日（火）まで受け付ける。締切日を11月24日（火）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

## 10 その他

新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害等が発生した場合、試験を中止又は延期することがある。

なお、中止又は延期の場合は市ホームページにて掲載する。

## 11 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2934）

電話（0771）55-9451（人事課直通）

URL：<https://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第73号

令和2年度亀岡市こどものあそび環境整備業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和2年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市こどものあそび環境整備業務

(2) 業務内容

「子育てにやさしいまちづくり」の推進にあたり、その拠点としてガレリアかめおかを位置づけ、乳幼児とその親たちの居場所となるあそび環境などの空間を整備し、提供することを通じて、全ての子育て家庭を誘引することにより、潜在的な相談ニーズの掘り起こしや孤立感の解消を図るために必要な整備を実施する。

(3) 業務場所

ガレリアかめおか（亀岡市余部町宝久保1-1）内  
屋上庭園（エイジレスセンター2F屋外）

(4) 業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(5) 見積限度額

42,850,000円  
（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本業務と同種又は同類の整備等の受託実績を3件以上有し、うち1件以上は、国や

地方公共団体等と直接契約や協定等を締結し、大型遊具整備事業（平成26年度以降で契約金額が1,500万円以上に限る。）を実施した実績を1件以上有する法人であること。

- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 業務一括再委託をしない者

(8) 参加者（同一グループの企業を含む。）が、一般財団法人日本公園施設業協会に加入しているなど、あそび環境整備を行うための技術や施工管理能力を備えた者であること。

### 3 手続等

#### (1) 実施要領

##### ア 交付期間

令和2年11月5日（木）から11月12日（木）まで

※窓口での交付は、土曜日及び日曜日を除き、午前9時00分から午後5時00分まで

##### イ 交付場所

「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード

##### ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

#### (2) 参加申込み

##### ア 提出書類

プロポーザル参加申込書（様式第1号）  
事業所概要（様式第3号）

業務実績書（様式第4号）

亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し

あそび環境整備を行うための技術や施工管理能力を備えた者であることが確認できるもの（一般財団法人日本公園施設業協会加入者を除く。）

誓約書（様式第9号）

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

イ 部数 正本1部、副本1部

ウ 提出方法 郵送又は持参

エ 提出場所

亀岡市こども未来部子育て支援課  
郵便番号

621-0805

所在地

京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地  
（亀岡市保健センター内）

電話番号

0771-25-5126

FAX番号

0771-25-5128

オ 提出期限

令和2年11月12日（木）午後5時00分まで

※郵送による提出の場合は、提出期間内必着とする。

#### (3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

##### ア 受付期間

令和2年11月5日（木）から11月9日（月）午後5時00分まで

##### イ 受付方法

質問書（様式第5号）に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出するとともに、電話にて連絡す

ること。電話又は口頭による質問には応じない。

ウ 回答日及び回答方法

令和2年11月10日（火）中に本市ホームページにおいて回答する。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

(4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

「(5) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本10部

ウ 提出方法

持参

エ 提出先

「7 事務局」に記載のとおり

オ 受付期間

令和2年11月16日（月）から11月20日（金）まで

※受付は、土曜日及び日曜日を除き、午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙（様式第6号）

イ 企画提案書（様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確にわかるように記載すること。）

ウ 工程表（様式自由）

エ 参考見積書及び内訳書（様式自由。金

額は税込みとし、見積限度額以下の金額とすること。また、提出の際には封入し、割印をしておくこと。）

オ 予定担当者調書（様式第7号）

4 審査

参加要件を満たすと認められた事業者に対し、「亀岡市こどものあそび環境整備業務」委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 日時

個別に通知する。

(2) 場所

亀岡市保健センター

(3) 出席者

出席者は3名以内とする。

(4) 所要時間

50分以内（準備5分、説明20分、質疑応答20分、片付け5分）

(5) 内容

説明は、企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(6) 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意する。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、価格点の項目で一番評価の高い者を候補者とする。

なお、最高評価点を得た者が評価配点の4割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募するものとする。

## (2) 結果通知

審査結果は、候補者として決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で選定又は非選定の結果及び総合点通知するとともに、優先契約交渉事業者となった者については、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等の指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

## 6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式第8号）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査により選定された候補者は、業務委託に係る「プロポーザル審査結果通知書」受理日から優先契約交渉事業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。
- (8) 契約に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と発注者と協議の上、決定することとする。

る。

- (9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 発注者は、提出書類を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があつた場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (12) 次の場合、提出書類等は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
  - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
  - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (13) 審査内容や審査経過については公表しない。
- (14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (16) 不測の事態があつた場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

## 7 事務局

〒621-0805

京都府亀岡市安町釜ヶ前82番地（亀岡市保健センター内）

亀岡市こども未来部子育て支援課（こども政策係）

電話番号：0771-25-5126

FAX：0771-25-5128

電子メール：

fukusi-soumu@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

## 亀岡市公告第74号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年11月13日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 工事番号     | 2道改第6号  |
| (2) 工事名      | 市道池尻宇津根線道路改良工事（その15）  |
| (3) 工事場所     | 亀岡市河原林町河原尻地内  |
| (4) 工事種別     | 土木一式工事  |
| (5) 工事概要     | 工事延長 L=6.0m W=10.75m<br>土工 1式<br>橋梁下部工 N=1.0基<br>付帯工 1式<br>仮設工 1式   |
| (6) 予定価格（税込） | 28,492,200円<br>【入札書比較価格（税抜） 25,902,000円】  |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から令和3年3月31日まで   |
| (8) 部分払      | 無   |
| (9) 前金払      | 有（当該工事契約金額の40%以内、保証事業会社の保証が必要）  |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前払金（請負金額の20%以内。また、保証事業会社の保証が必要。）が請求できる。 |
| (11) 最低制限価格  | 採用  |
| (12) 入札保証金   | 免除  |
| (13) 契約保証金   | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工   |

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 有
- (15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された土木工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
(※受注金額は、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものと契約変更の増減額は対象外とする。)
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営



業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年11月13日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年11月13日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年11月19日（木） 午前9時から午後5時まで 令和2年11月20日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年11月24日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年11月18日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年11月25日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和2年11月27日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和2年12月1日（火） 午前9時から午後5時まで 令和2年12月2日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和2年12月3日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) 本案件は災害復旧対象工事ではありません。

(5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第75号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和2年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年11月16日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第76号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この業務は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年11月18日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 業務の概要等

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 業務番号   | 水施委第1号  |
| (2) 業務名    | 千代川浄水場運転監視業務委託  |
| (3) 業務場所   | 亀岡市千代川町地内外  |
| (4) 業務種別   | 運転監視・点検業務   |
| (5) 業務概要   | 浄水場運転監視業務 一式<br>平日 242日／年（16H／日）<br>休日 123日／年（24H／日）<br>保守点検業務（日常点検） 一式<br>千代川浄水場・三宅浄水場（毎日）<br>他浄水場及び水源（月4回）<br>市内水道施設全て（月1～2回）<br>保守点検業務（定期点検） 一式<br>ポンプのグリスアップ・滅菌機分解清掃<br>水位計・メーター等のゼロ・スパン校正等（1回／年）<br>緊急時点検業務 一式 |
| (6) 業務期間   | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで   |
| (7) 最低制限価格 | 不採用   |
| (8) 入札保証金  | 免除  |
| (9) 契約保証金  | 免除  |

## 2 入札参加資格要件

次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 「令和2年度亀岡市物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録しており、営業品目「23 保守管理業務」を第1希望又は第2希望で登録している者
- (2) 入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更

生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- (8) 国又は地方公共団体等が発注した浄水施設運転監視業務(簡易水道事業の施設及び排水処理施設に係る業務を除く。以下同じ。)で、浄水処理能力が20,000m<sup>3</sup>/日以上以上の施設についての業務を受託し(直接受託に限る。)、その実績が通算3年以上あること。

※受託実績とみなす条件

- ① 令和2年4月1日現在での受託実績とする。
- ② 受託の形態が指定管理者制度による場合も同等の受託実績とみなす。

3 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 浄水施設運転監視業務実績調書(様式2)
- (3) 総括責任者予定者及び副総括責任者予定者名簿(様式3)
- (4) 総括責任者予定者経歴書(様式4)
- (5) 副総括責任者予定者経歴書(様式5)
- (6) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書(様式6)

※上記(3)、(4)、(5)については、入札参加資格確認申請時に予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年11月18日（水） 午後3時から	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（コンサル部門）（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。</p> <p>2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせのうえ配布期間内の受付時間中（午前9時から正午まで、午後1時から4時まで）に亀岡市企画管理部契約検査課（以下「契約検査課」という。）に来庁して入手すること。</p>
一般競争入札参加資格確認申請書等の受付	<p>令和2年12月14日（月） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで</p> <p>令和2年12月15日（火） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで</p>	<p>入札に参加を希望する者は、当該公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムにより該当の公告に示す提出書類を提出すること。 なお、一般競争入札参加資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、その全部について、契約検査課に入札期間までに必着するよう持参又は郵送すること。 紙入札者については、当該公告に示す期間内に、契約検査課へ持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和2年12月15日（火）午後4時までに契約検査課必着とする。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 一般競争入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しない者は、入札に参加</p>

		<p>することができない。</p> <p>イ 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。</p> <p>ウ 提出書類は、公告で指定した様式で作成すること。</p> <p>エ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。</p> <p>オ 虚偽の記載をした者は、当該業務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。</p>
一般競争入札参加資格確認通知書の送付	令和2年12月18日（金）までに発送	<p>一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を電子入札システム内又は文書により通知する。</p> <p>入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。</p>
一般競争入札参加資格確認申請等及び仕様書等に関する質問の受付	<p>一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問 令和2年12月11日（金）午後5時まで</p> <p>仕様書等に関する質問 令和2年12月22日（火）正午まで</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課にて随時受け付ける。</p> <p>2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式7）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。</p> <p>質問内容は、簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。</p> <p>添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。口頭による質問は受け付けない。</p> <p>提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。（送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受付できないことがある。）</p> <p>電話連絡先及び質問書提出先電子メールアドレスは「9 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在等」に記載。</p>
質問に関する回答	一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問回答：随時	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。</p>

	仕様書等に関する質問回答： 令和2年12月24日（木） 午後5時まで	2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに入札情報公開システムに掲載する。 3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。
入札期間	令和3年1月7日（木） 午前9時から午後5時まで 令和3年1月8日（金） 午前9時から午後3時まで	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり
開札日時	令和3年1月12日（火） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和3年1月14日（木） 午前9時から午後3時まで	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり
再度入札の開札日	令和3年1月14日（木） 午後3時以降	電子入札システムによる

## 5 入札に関する留意事項

### (1) 入札の方法

ア 電子入札者は、電子入札システムにより当該公告に示す提出書類（入札書及び業務委託費内訳書（以下「内訳書」という。））を提出すること。

なお、内訳書の容量が2メガバイトを超える場合は、入札期間中に持参又は郵送すること。

イ 紙入札者は、当該公告に示す入札期間内に契約検査課へ入札書及び内訳書を提出すること。

### (2) 入札にあたっては、内訳書を提出すること。

ア 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、参考資料として添付されている「令和3年度千代川浄水場運転監視業務委託設計書」の項目に一致させること。

イ 内訳書の表紙には、業務番号、業務名、商号又は名称、代表者氏名を記載すること。また、紙入札においては、必ず押印すること。

### (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

### (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### (6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「水施委第1号 千代川浄水場運転監視業務委託」一式の金額とする。また、落札決定に当たっては、入札書（様式8）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまで（電子入札の場合は入札書を提出するまで、紙入札の場合は入札書を持参するまで）に辞退届（様式9）を提出しなければならない。この場合、電子入札にあっては電子入札システムにより、紙入札にあっては書面により入札辞退届を提出しなければならない。

(8) 持参による入札

ア 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務委託名及び入札書が在中している旨を朱書きし、亀岡市長宛での親展とする。

イ 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「業務委託費内訳等」と朱書きした中封筒を入れる。

ウ 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする。

エ 「業務委託費内訳等」と朱書きした中封筒には、内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をする。

オ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札

イ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ウ 指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

エ 開札の日時において有効な内訳書の提出を求めた際、提出しなかった者の行った入札

オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札

カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した者の行った入札

キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

ケ 紙入札者にあつては、入札金額の訂正、印影不鮮明、氏名の脱漏、業務委託名称・業務番号・業務場所の脱漏のいずれかがある入札

コ 再度入札において、一回目の入札における入札最低金額を示したにもかかわらず、入札最低金額以上の金額で入札した者の行った入札

(10) 再度入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、開札の結果、全ての入札が無効又は失格の入札のときは、再度入札は行わない。

なお、再度入札の回数は1回限りとする。

イ 再度入札対象者は、初回入札時において、不着又は辞退となった者、無効又は失格をした者以外の者とする。

ウ 再度入札において、一回目の入札における入札最低金額未満の金額で入札する



こと。

エ 再度入札時の内訳書の再提出は、物理的に困難であるため、内訳書の提出は、最初の入札時のみ求める。ただし、内訳書の再提出が必要と判断される場合は、再度提出を求める。

(11) 落札者の決定方法

ア 亀岡市上下水道事業契約規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号）第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。また、電子入札にあっては、電子くじにて落札者の決定を行う。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(12) その他亀岡市上下水道事業契約規程に基づき執行する。

6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

7 契約書作成の要否  
要

8 その他

(1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。

(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

(5) 一般競争入札参加資格確認申請等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(6) 以上に定めるもののほか、亀岡市上下水道事業契約規程の定めるところによる。

(7) 予定価格は、公表しないものとする。

(8) 入札の執行回数は、2回までとする。

9 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市企画管理部契約検査課

TEL 0771-25-5041 / FAX 0771-25-5157

電子メールアドレス

sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

ホームページ

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp>

「揭示済」

亀岡市公告第77号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和2年11月25日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和2年11月25日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第78号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和2年11月27日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

(1) 工事番号	2道改第5号	
(2) 工事名	市道湯谷区道線道路改良工事（その6）	
(3) 工事場所	亀岡市東別院町湯谷地内	
(4) 工事種別	土木一式工事	
(5) 工事概要		
工事延長		L=103.9m W=5.0m
土工		1式
地盤改良工		
路床安定処理工	安定処理（第1工区 t=50cm）	A=586.0㎡
法面工		
植生工	植生シート	A=476.2㎡
	植生マット	A=389.4㎡
かご工	ふとんかご（ハイパーマット多段積型）	L=138.0m
排水構造物工		
側溝工	プレキャスト側溝（縦断用）	L=103.6m
	300×300、400×400	
	プレキャスト側溝（横断用）	L=9.8m
	300×400、500×700	
集水樹・マンホール工	現場打ち集水樹	N=3.0基
	プレキャスト集水樹	N=2.0基
排水工	小段排水 PU240	L=4.1m
	縦排水 PU240、300×400、500×500	L=40.6m
防草コンクリート	張りコンクリート t=100 W=1000	A=205.7㎡
構造物撤去工		
作業土工	転石破碎	V=85.8m <sup>3</sup>
構造物取壊し工		1式
運搬処理工	転石	V=131.0m <sup>3</sup>
	殻処分	1式

舗装工		
アスファルト舗装工	表層（再生密粒度 As t=4cm）	A = 531.8m <sup>2</sup>
縁石工		
縁石工	アスカープ（195cm <sup>2</sup> ≤ A < 215cm <sup>2</sup> ）	L = 73.7m
防護柵工		
路側防護柵工	ガードレール（Gr-C-4E）	L = 101.2m
区画線工		
区画線工	溶融式区画線（実線、白、W=150）	L = 205.7m
仮設工		1式

(6) 予定価格（税込） 35,202,200円

【入札書比較価格（税抜） 32,002,000円】

(7) 工期 契約日の翌日から令和3年3月31日まで

(8) 部分払 無

(9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内、保証事業会社の保証が必要）

(10) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前払金（請負金額の20%以内。また、保証事業会社の保証が必要。）が請求できる。

(11) 最低制限価格 採用

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

(1) 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された土木工事（A等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
(※受注金額は、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）  
(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

#### 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和2年11月27日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和2年11月27日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和2年12月3日（木） 午前9時から午後5時まで 令和2年12月4日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和2年12月7日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和2年12月2日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和2年12月8日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和2年12月10日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和2年12月14日（月） 午前9時から午後5時まで 令和2年12月15日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和2年12月16日（水） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」とし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件は災害復旧対象工事ではありません。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和2年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市篠町見晴1丁目7の1、7の2、7の3、7の4  
(関連区域)  
亀岡市篠町見晴1丁目7の5、山本神田5の2、5の3の一部、7の2の一部、7の3、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市右京区山ノ内荒木町7の58  
株式会社エルハウジング

「揭示済」

## 亀岡市公告第80号

## 亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、令和元年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和2年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 職員の任免の状況

## ア 職員の採用の状況（令和元年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	34人			34人
保育士・幼稚園教諭	7人			7人
保健師	2人			2人
管理栄養士	1人			1人
指導主事			1人	1人
病院看護師	3人			3人
病院医療技術	3人			3人
看護助手	1人			1人
計	51人	0人	1人	52人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

## イ 職員の退職の状況（令和元年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	6人		7人		13人
保育士	2人		1人		3人
図書館司書	1人				1人
保健師	1人				1人
技能労務	1人				1人
病院医師			2人		2人
病院看護師			3人		3人
病院医療技術					
計	11人	0人	13人	0人	24人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。



ウ 職員の採用における競争試験の実施状況（令和元年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率A/B
事務Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	74人	56人	22人	13人	10人	3.8
土木Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	1人	1人	1人	1人	1人	1.0
	1人	0人	—	—	—	—
事務Ⅰ（上級） （一般方式）	73人	46人	25人	15人	7人	6.5
事務Ⅲ（初級）	8人	7人	4人	1人	0人	—
土木Ⅰ（上級） （一般方式）	3人	1人	1人	0人	—	—
土木Ⅲ（初級）	2人	2人	2人	1人	0人	—
学芸員（上級）	13人	9人	7人	3人	1人	9.0
保育士・幼稚園教諭	9人	8人	8人	6人	4人	2.0
保健師	8人	5人	3人	2人	1人	5.0
病院看護師	10人	10人			5人	2.0

（注）1 令和元年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。  
 2 最終合格者には採用辞退者及び補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数			主な増減理由	
	平成31年	令和2年	増減		
普通会計部門	議会	7人	7人		
	総務	134人	137人	3人	会計年度任用職員制度施行に伴う増
	税務	35人	35人		
	民生	157人	157人		
	衛生	38人	41人	3人	介護予防業務移管に伴う増
	農林水産	29人	29人		
	商工	19人	18人	△1人	プレミアム付商品券事業終了に伴う減
	土木	68人	65人	△3人	係の統合に伴う減
	計	487人	489人	2人	
	教育部門	68人	68人		
小計	555人	557人	2人		
公営企業等部門	病院	125人	127人	2人	看護師補充に伴う増
	水道	27人	26人	△1人	支弁費目変更に伴う減
	下水道	21人	22人	1人	支弁費目変更に伴う増
	その他	25人	24人	△1人	他団体への派遣終了に伴う減
	小計	198人	199人	1人	
合計	753人 [839人]	756人 [839人]	3人		

（注）1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。  
 2 [ ]内は、条例定数である。

イ 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	平成31年	令和2年	
一般行政職	437人	438人	以下のいずれにも該当しない職
税務職	35人	35人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	2人	2人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	22人	22人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	68人	70人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	173人	175人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	2人	1人	現業の業務に従事する職（用務員等）
教育職	14人	13人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
計	753人	756人	

（注） 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	467人	472人	469人	487人	489人
		増減	2人	5人	△3人	18人	2人
	教育部門	職員数	67人	69人	71人	68人	68人
		増減	△1人	2人	2人	△3人	0人
	小計	職員数	534人	541人	540人	555人	557人
		増減	1人	7人	△1人	15人	2人
公営企業等部門	病院	職員数	118人	122人	124人	125人	127人
		増減	△1人	4人	2人	1人	2人
	水道	職員数	29人	27人	27人	27人	26人
		増減	2人	△2人	0人	0人	△1人
	下水道	職員数	23人	21人	21人	21人	22人
		増減	△3人	△2人	0人	0人	1人
	その他	職員数	26人	26人	26人	25人	24人
		増減	△1人	0人	0人	△1人	△1人
	小計	職員数	196人	196人	198人	198人	199人
		増減	△3人	0人	2人	0人	1人
	合計	総合計	730人	737人	738人	753人	756人
		増減	△2人	7人	1人	15人	3人

（注） 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	平成31年4月～令和元年12月末

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

ア 人件費の状況（令和元年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度の 人件費率
88,182人	36,075,363千円	665,461千円	5,450,371千円	15.1%	15.9%

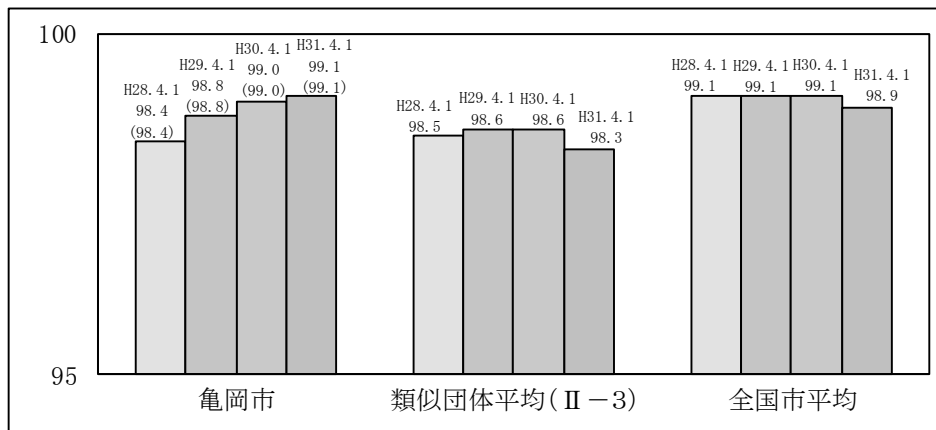
(注) 住民基本台帳人口は、令和2年3月31日現在のものである。

イ 職員給与費の状況（令和元年度普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
555人	1,932,856千円	617,940千円	834,525千円	3,385,321千円	6,100千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（平成31年4月1日現在）の人数である。ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 特別職等の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		令和元年度		
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.35月分 役職加算額：（給料月額＋地域手当）×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.35月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	1,950万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×325/100	921万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×280/100	669万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×280/100	536万円	任期毎又は退職時
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給（給料月額の6%）			
	退職手当については算定額に市長、副市長及び病院事業管理者は100分90、教育長は100分の92の割合を得た額			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）（教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

ア 水道事業（令和元年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に占める職員給与費比率
1,505,999千円	133,873千円	167,463千円	11.1%	10.9%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費48,145千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
30人	108,666千円	25,171千円	45,624千円	179,461千円	5,982千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 下水道事業（令和元年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,753,054千円	402,368千円	117,898千円	4.3%	4.8%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費28,300千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
22人	75,592千円	13,680千円	31,914千円	121,186千円	5,508千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

ウ 病院事業（令和元年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,848,885千円	187,106千円	1,167,408千円	41.0%	46.7%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
124人	529,266千円	277,701千円	197,614千円	965,777千円	7,789千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（令和2年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

ア 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由の如何に かかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：8.5日 取得率：22.6%

(注) 取得実績は、平成31年4月1日から令和2年3月31日の間に取得した平均値である。

イ 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により療養が必要なとき	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要なとき	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養が必要なとき	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

(注) 公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

ウ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間

	(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日（婚姻届の提出日、結婚式挙行日等）の5日前から1月後までの間の週休日、休日を除く8日以内の期間（いずれの日を結婚の日とするかは、職員が選択することができる。）
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日以内の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）
生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間

妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間	
		妊娠23週まで	4週間に1回
		妊娠24週～満35週まで	2週間に1回
		妊娠36週～出産まで	1週間に1回
出産後1年まで	その間に1回		
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間	
服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親 族	
			日 数
		配偶者	10日
		父母	7日
		子	5日
		祖父母、曾祖父母	3日
		孫	1日
		兄弟姉妹	3日
		おじ、おば	1日
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
		おじ又はおばの配偶者	1日
1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する			
2 同一生計の場合は( )内の日数とする			
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間	
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認められる期間	
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	



災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間

エ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき ※対象となる者は、同居するものに限る	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要とする時間（1日につき2時間を超えない範囲内）

5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（令和元年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき	5人	5人	5人	15人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）	1人	0人	0人	1人

（注） 令和元年度に新たに当該休業を取得した件数である。

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1) 分限処分の状況（令和元年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	16件	0件	16件	6人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

(注) 1 令和元年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

## (2) 懲戒処分の状況（令和元年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1件	0件	0件	0件	1件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（令和元年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく以下の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		17件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		366件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	74件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他（消防団活動等）	12件

（注） 令和元年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（令和元年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり又その発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	67件
------	-----

8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
24人	2人	4人	0人	0人	6人

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和元年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り力研修 リーダーシップ研修 メンタルヘルス研修 コーチング研修 接遇研修 職員倫理研修 男女共同参画研修 法制執務研修 人権講演会 ほか	42日	1,268人
その他研修	派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	283日	168人
	職場研修	146日	2,022人
合計		471日	3,458人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（令和元年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	428人
	人間ドック	307人
	ストレスチェック	708人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（令和元年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
3,893千円	12,191千円	748人	本給の 0.6%以内	16,298円	16,084千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和元年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和元年度）

事案なし

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通)

中 川 國 彦  
 松 井 やす子  
 船 越 幸 子  
 竹 林 亜 樹  
 木 村 好 孝  
 八 木 辰 夫  
 出 藏 裕 子  
 沼 津 雅 子  
 中 澤 基 行  
 青 木 好 子

亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します  
 任期は令和5年10月31日までとします  
 令和2年11月1日

玉 記 道 子  
 亀岡市行政改革推進委員会委員に委嘱します  
 任期は令和2年11月29日までとします  
 令和2年11月27日

## 上下水道部欄

### 規 程

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第5号

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部の企業職員の給与等に関する規程（昭和47年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

3 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）に係る業務に従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該業務に従事した日1日につき、

3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）を支給する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」